

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	子ども家庭相談管理システムの導入について
--------	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 子どもサービス 課事業係）

事業の概要

事業名	子ども家庭相談管理システムの導入
担当課	子ども家庭部子どもサービス課
目的	子ども家庭支援センターの情報を共有し、相談機能の強化を図る
対象者	子ども家庭支援センターの利用者
事業内容	<p>子ども家庭支援センターと担当課（子どもサービス課）に、パッケージ化された「子ども家庭相談管理システム」を導入する。区内3所（信濃町・榎町・中落合）の支援センターと子どもサービス課をネットワークで結び、相談記録等の情報を共有化する。</p> <p>相談の概要や相談経過をシステムで管理することにより、相談者への支援の状況を迅速に確認し、支援体制を強化できる。</p> <p>「相談別児童受付状況」「相談別対応状況」等国や都に提出する煩雑な統計資料の作成をシステムで行う。</p>

件名 子ども家庭相談管理システムの導入について

保有課(担当課)	子どもサービス課
登録業務の名称	子ども家庭支援センター
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どここのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 子ども家庭支援センター利用者(区内・区外)</p> <p>2 記録項目 相談者及び児童の氏名・性別・続柄・生年月日、住所、年齢、所属(学校・保育園名等)、学年、勤務先、健康状態、通院先、世帯の状況 国籍、在留資格(外国籍の場合) 相談日、相談種別、相談内容、経過記録</p> <p>3 記録するコンピュータ 子ども家庭相談管理システムサーバー</p>
新規開発・追加・変更の理由	平成21年度新規開設する2所を含む区内3所の子ども家庭支援センターと本庁舎(子どもサービス課)をネットワークで結び、相談記録等の情報を共有することで相談機能の強化を図るとともに、煩雑な統計処理やケース会議記録をシステムで行うことにより作業効率を上げる。
新規開発・追加・変更の内容	<p>現在台帳により管理している子ども家庭支援センターの相談記録や手作業で作成している統計資料をシステムで管理するための支援システムを導入する。</p> <p>パッケージ化されているソフトを基本に、新宿区独自のサービス(ショートステイ、育児支援家庭訪問事業、ひろば型一時保育)の利用を反映できるなどの一部カスタマイズを行い導入する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	開発過程では区民の情報に直接ふれさせない。データセットアップには職員が立ち会う。
新規開発・追加・変更の時期	平成21年4月以降